

市第 145 号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 市長は、下水道使用料を賦課するために必要な限度において、排水設備が設置されている土地の所有者、使用者、占有者その他の関係者から報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

別表第1中表の部分を次のように改める。

種 別	基 本 額		超 過 額	
	排 出 量	使 用 料	排 出 量	使用料（1立方メートルにつき）
			8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	20円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	118円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	173円

一 般 汚 水	8 立方メー トルまでの分	630円	30立方メートルを超 え50立方メートルま での分	234円
			50立方メートルを超 え100立方メートル までの分	264円
			100立方メートルを 超え200立方メー トルまでの分	299円
			200立方メートルを 超え500立方メー トルまでの分	341円
			500立方メートルを 超え1,000立方メー トルまでの分	389円
			1,000立方メートル を超え2,000立方メ ートルまでの分	416円
			2,000立方メートル を超える分	472円
公 衆 浴 場 汚 水	排出量1立方メートルにつき 使用料 11円			

別表第1備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提 案 理 由

未処理区域における下水道使用料を廃止するとともに、排水設備が設置されている土地の所有者等から報告の徴収等を行うことにより、下水道使用料の賦課及び徴収の適正化を図るため、横浜市下水

道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（公共下水道の利用者からの報告の徴収等）

第21条 （第1項及び第2項省略）

3 市長は、下水道使用料を賦課するために必要な限度において、排水設備が設置されている土地の所有者、利用者、占有者その他の関係者から報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

別表第1（第18条第1項）

種 別	処 理 区 域				未 処 理 区 域			
	基 本 額		超 過 額		基 本 額		超 過 額	
	排出量	使用料	排 出 量	使用料 (1立方メートルにつき)	排出量	使用料	排 出 量	使用料 (1立方メートルにつき)
			8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	20円			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	5円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	118円				

一般汚水	8立方メートルまでの分	630円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	173円	10立方メートルまでの分	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	6円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	234円		30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	7円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	264円		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	9円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	299円		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	10円
			200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	341円		1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	11円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	389円		2,000立方メートルを超える分	12円
			1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	416円			
			2,000立方メートルを超える分	472円			

公衆 浴場 汚水	排出量1立方メートルにつき 使用料 11円	排出量1立方メートルにつき 使用料 1.6円

(備考)

$\frac{1}{1}$ 未処理区域とは、処理区域以外の排水区域をいう。

$\frac{1}{2}$ (本文省略)

$\frac{2}{3}$ (本文省略)